

発議第 2 号

宗像市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の規則案を次のとおり提出する。

令和3年3月26日

提出者

宗像市議会運営委員会委員長 森田 卓也

提案理由

近年の男女共同参画の状況及び多様な人材の市議会への参画促進の観点から、会議及び委員会の欠席に関する規定の一部を改正するものである。

また、行政手続等において原則として押印を廃止する政府及び本市の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名、押印等に関する規定の一部を改正するものである。

宗像市議会会議規則の一部を改正する規則

宗像市議会会議規則（平成26年宗像市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

宗像市議会会議規則(平成26年宗像市議会規則第1号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため欠席するときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため欠席するときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため欠席するときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故</u>のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため欠席するときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u></p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>